(aa)　表の「区分」の欄に「R1」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　次に定める税率まで関税を削減する。

(A)　一年目については、従価二十五・八パーセント

(B)　二年目については、従価二十五パーセント

(C)　三年目については、従価二十四・二パーセント

(D)　四年目については、従価二十三・三パーセント

(E)　五年目については、従価二十二・五パーセント

(F)　六年目については、従価二十一・七パーセント

(G)　七年目については、従価二十・八パーセント

(H)　八年目については、従価二十パーセント

(ii)　九年目の四月一日から行われる(i)(H)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより、従価九パーセントまで削減する。

(iii)　十四年目以降、従価九パーセントとする。

(bb)　表の「区分」の欄に「R2」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii)　次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	九三・七五	一・七
二	九三・七五	一・四
三	五二・五〇	一・二
四	四九・五〇	〇・九
五	四六・五〇	〇・七
六	四三・五〇	〇・四
七	四〇・五〇	〇・二
八年目以降	三七・五〇	〇

(cc)　表の「区分」の欄に「R3」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i)　一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii)　次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	一二五	一・七
二	一二五	一・四
三	一二五	一・二
四	一二五	〇・九
五	一二五	〇・七
六	一二五	〇・四
七	一二五	〇・二
八年目以降	一二五	〇

(dd)　表の「区分」の欄に「R4」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　次に定める税率まで関税を削減する。

(A)　一年目については、従価三十四・八パーセント

(B)　二年目については、従価三十二・七パーセント

(C)　三年目については、従価三十・六パーセント

(D)　四年目については、従価二十八・四パーセント

(E)　五年目については、従価二十六・三パーセント

(F)　六年目については、従価二十四・二パーセント

(G)　七年目については、従価二十二・一パーセント

(H)　八年目については、従価二十パーセント

(ii)　九年目の四月一日から行われる(i)(H)の規定による税率からの六回の毎年均等な引下げにより、従価九パーセントまで削減する。

(iii)　十四年目以降、従価九パーセントとする。

三	七〇	一・二
四	六六	〇・九
五	六二	〇・七
六	五八	〇・四
七	五四	〇・二
八年目以降	五〇	〇

(ee)　表の「区分」の欄に「R5」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の二十二分の三を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の毎年均等な引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii)　九年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ff)　表の「区分」の欄に「R6」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(gg)　表の「区分」の欄に「R7」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の五パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(hh)　表の「区分」の欄に「R8」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日に基準税率の十二・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの三回の毎年均等な引下げにより、基準税率の七十五パーセントまで削減する。

(iii)　四年目以降、(ii)の規定による税率とする。